

門真市放置自転車等の売却に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、門真市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年門真市条例第12号。以下「条例」という。）第21条第3項に規定する自転車等の売却等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、条例及び門真市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和61年門真市規則第30号。以下「施行規則」という。）の定めるところによる。

(売却の方法)

第3条 市長は、条例第18条及び第19条の規定により保管した自転車等を返還することができない自転車等（以下「廃棄自転車等」という。）を売却する前に、当該廃棄自転車等の一部を本市の公用車として再利用を図るものとする。

2 前項の規定による再利用を図った残りの廃棄自転車等を法人若しくは個人に対して再利用の販売を主な目的として売却（以下「1次売却」という。）するものとする。

3 前項の規定による売却により売却できない廃棄自転車等については、競争入札等により売却（以下「2次売却」という。）するものとする。

4 前項の規定による売却により売却できない廃棄自転車等については、廃棄等の処分を行うものとする。

(1次売却)

第4条 1次売却による買受を希望する者は、買受人資格審査申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項に係る資格については、次に掲げる各号とする。

(1) 市内に営業所があり、継続的に自転車販売業を営んでいること。

(2) 自転車安全整備士又は、自転車組立整備士若しくは自転車技師の資格があり、買い取った自転車を整備し販売できること。

(3) 古物営業法に基づく許可を受けていること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 市税を完納している者。

3 募集のあった中から資格を確認し、条件を満たすものを登録予定者とする。

4 登録予定者は条件及び内容を確認のうえ、同意書（様式第2号）を市長に提出し、登録者とする。

5 登録者には、本市が登録者証を発行する。

- 6 1次売却に係る事項の実施日時、場所等の通知を前項の登録者に行うものとする。
- 7 1次売却をする際の自転車及び原動機付自転車の単価については、施行規則第16条の額とする。
- 8 登録者の登録有効期限は、登録者証に掲げる期日までとする。
- 9 登録者は、本市の行う交通安全施策に対して、本市からの参加要請があった場合は、協力するよう努めること。

(2次売却)

第5条 2次売却に参加できる者は、本市の入札参加資格、一般委託（古物、金属くず（放置自転車等）買入）に登録している業者とする。

(買受人の責務)

第6条 1次売却又は2次売却により廃棄自転車等を買受けた登録者又は業者（以下「買受人」という。）は、当該廃棄自転車等を販売するときは、自らの責任において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住所、名前、電話等個人情報が識別できる部分及び特異な表示部分を除くこと。
- (2) 廃棄自転車等のうち、自転車本体の販売、又は部品等を再利用し、構造を変えて販売するときは、公益財団法人日本交通管理技術協会が付与する自転車安全整備士の認定を受けた者又は一般財団法人日本車両検査協会が付与する自転車組立整備士若しくは自転車技師の認定を受けた者が整備すること。
- (3) 廃棄自転車等のうち、原動機付自転車本体の販売、又は部品等を再利用し、構造を変えて販売するときは、国家資格を有する二輪自動車整備士が整備すること。
- (4) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第14条第2項に規定する防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

(売却代金の納付)

第7条 買受人は、廃棄自転車等の引渡しを受ける際に廃棄自転車等買受書（様式第4号）を市長に提出し、指定された日までに本市の指定する納付書により当該代金を納付しなければならない。

(売却代金の処理)

第8条 買受人より前条に規定する代金の納付があったときは、保管自転車等売却処分整理簿に経緯を記載したうえで、条例第21条第4項の規定により門真市に帰属するまで門真市会計規則（昭和39年規則第8号）第103条に規定する歳入歳出外現金として保管手続を執らなければならない。

- 2 条例第21条第4項の規定により門真市に帰属するときは、門真市会計規則第110条の規定により歳入に収入する手続を執らなければならない。

(廃棄自転車等の引渡し)

第9条 市長は、買受代金の納付確認後、廃棄自転車等を買受人に引き渡すものとし、買受人は速やかに本市保管場所より引き取らなければならない。

2 買受人は、引取時に保管場所にて解体、部品取り等その他一切の行為を行ってはならない。

3 買受人は、搬出作業等により生じたごみ等の清掃を行うこと。

(疑義)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

買受人資格審査申請書

年 月 日

門真市長 様

門真市放置自転車等の売却に関する事務処理要領（以下「要領」という。）第4条の規定により、保管自転車の買受人資格の認定を受けるため、要領第4条第2項の第1号、第2号及び第3号に該当する旨を証明する書類等の写しを添えて申請します。

フリガナ	
氏名 (名称及び代表者氏名)	
住所 (所在地)	
電話番号	

※添付書類

1. 住所等を証明するものの写し
2. 自転車安全整備士証又は自転車技師証若しくは自転車組立整備士証の写し
3. 古物商の許可証の写し
4. 法人の場合は、直近事業年度の法人納税証明書
個人の場合は、直近年度の市・府民税納税証明書

登録者同意書

年 月 日

門真市長 様

住 所
名称及び代表者氏名

印

私は放置自転車等の1次売却について、以下の事項を確認のうえ、同意します。また、本申込みにあたって提示された確認書類の写しを取得し、保存することについても同意します。

記

1. 資格条件について

門真市放置自転車等の売却に関する事務処理要領第4条第2項各号に規定する資格について全て満たしているものとする。

また、変更があった場合は直ちに本市に対して届出を行うものとする。

2. 売却代金の支払について

引渡しを受ける際に廃棄自転車等買受書を市長に提出し、指定された日までに本市の指定する納付書により当該代金を納付するものとする。

3. 引渡し場所等について

自転車の引渡し場所は、本市が指定するものとし、引渡し日時等はその都度定めるものとし、引渡し時に保管場所にて解体、部品取り等その他一切の行為を行ってはならない。

4. 販売等について

(1) 買受けた自転車等を販売するに当たっては、自転車安全整備士又は、自転車組立整備士若しくは自転車技師によって点検整備を行ったうえ、販売するものとする。

(2) 買受人は、販売する自転車が再利用自転車であることを表示するとともに、十分な説明を行うものとする。

(3) 買受人は、自転車を販売する際には大阪府公安委員会の指定する防犯登録の勧奨を行うものとする。

(4) 買受人は、売却した廃棄自転車は元の自転車所有者から返還請求を求められたとき又は市民等へ販売後、販売者へ返還請求があったときは、本市に報告するとともに、当事者間において民法（明治29年法律第89号）第192条から第194条までの規定に則した対応を行うものとする。

5. 損害賠償について

引渡し後において生ずる当該自転車等の瑕疵責任について、本市は、その責めを一切負わないものとする。

6. 権利、義務の譲渡禁止について

自転車売却に係る一切の権利、義務を第三者に譲渡してはならない。

7. 登録の解除について

買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 買受人（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時覚書を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 買受人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 買受人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

※ 同意内容に事実と相違することが判明した場合は、登録を解除する。

様式第3号（第4条関係）

登録者証

門真市 1次売却買受人登録者証

名 称

代表者氏名

所 在 地

登録有効期限 門真市長（氏 名）

年 月 日まで

様式第4号（第7条関係）

廃棄自転車等買受書

年 月 日

門真市長 様

買受人 住所

氏名

印

この度、下記の保管自転車等を買受けいたしましたので、法律、条例及び門真市放置自転車等の売却に関する事務処理要領を遵守し、適切に処理をいたします。

買受場所	受付日	数量（台）	金額（円）	備考
市役所前	月 日	台	円	
門真南	月 日	台	円	
合計		台	円	